

不況対策・生活支援緊急対策を実施します

世界的規模で広がる金融危機の影響に伴い、多くの産業で労働者の解雇、雇い止めが発生し、市内企業を取り巻く環境も、その直接的影響に加え、企業格差も拡大し、一段と厳しい状況下にあります。

本市では、非正規労働者のかたを対象に、昨年の12月から緊急生活支援対策を講じていますが、悪化する雇用情勢に対応するため、支援の対象を正社員のかたまで拡大し、その生活の安定および生活不安の解消、不況下の企業活動に対する積極的な支援を図るため、さらなる緊急対策事業を実施します。

平成20年11月以降に解雇または雇い止めなどで職を失った
本市在住の正規・非正規労働者のかたを対象とした事業

資金の貸付

緊急生活支援特別資金の貸し付け

求職中のかた、または採用が決定し給料を受け取るまでの間、生活が困窮しているかたに対し、単身7万円、2人以上の世帯(同居の3親等以内の被扶養者がいる場合)に15万円を限度に生活資金(無利息・保証人不要。但し1世帯1回のみ利用に限る。)の貸し付けを行います。

福祉資金の貸し付け

現行の貸付条件を緩和し、最高25万円を限度に、個々の状況に応じて額を決定し、貸し付けを行います。

住宅支援

解雇あるいは雇い止めと併せ、社宅・寮の立ち退きを迫られ、住居に困窮している場合は、3カ月を限度に市営住宅など(12戸程度)をあっ旋します。

雇用対策

川口市臨時職員として採用(20人程度で1年を限度)します。業務の内容は、ごみ収集・不法投棄物収集・水道漏水パトロール・パソコン入力などの事務補助。

学校教育支援

対象者の子が

・市立小・中学校に通学している場合に、学用品、給食費、医療費など、就学のために必要な費用の一部を援助します。

・高等学校・専門学校・大学などへ入学する場合に、入学一時金の貸し付けを行います。

・川口市立看護専門学校に通学している場合に、奨学金の貸し付けを行います。

総合相談窓口を開設しています

●開設時間 / 8時30分～17時
(土・日曜・祝日も開設)

●開設場所 / 市役所2階第3会議室



■相談・問い合わせ専用電話

☎2 5 8 - 1 6 4 2
☎2 5 8 - 1 6 4 3
☎2 5 8 - 1 6 4 8

事業者のかたを対象とした事業

中小企業緊急経営支援資金融資の実施

内容 年度末の資金需要に対応できるよう運転資金として3千万円を限度に融資総枠50億円規模の緊急経営支援資金融資(利率1.0%、貸付期間は10年以内で据置期間12カ月以内、元金均等月賦償還)を行います。

対象

●一般貸付(中小企業信用保険法適用の全業種を対象)

●セーフティネット貸付(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の経済産業大臣指定業種で、2月9日(月)以降に市区町村長の認定を受けた市内事業者を対象)

申請書配布 2月2日(月)から商工課で配布

申請受付期間・場所

●2月9日(月)：8時30分から青木会館2階市民ホールで受け付け

●2月10日(火)から3月31日(火)(土・日曜祝日を除く)：商工課で受け付け

※申請金額が融資総枠になり次第締め切り
問い合わせ：商工課金融係

今年度予算の執行残額を活用した事業の実施

予算上の執行残額は、次年度予算の貴重な財源とするため、使用を停止していましたが、本年度はこの原則を特例的に解除し、これまでに生じた執行残額を活用し、施設修繕、道路補修など、おむね250件、総額3億6千万円規模の事業を実施します。

今年度購入予定物品に係る市内業者優先発注の強化

今年度予算で購入を予定している物品(消耗品・備品・印刷・被服など、おむね1千800件、総額2億6千万円規模)について、特に市内事業者のみなさんへの優先発注を強化します。

早期発注事業量の拡大

来年度実施する早期発注事業量を拡大します。